



# 鳥取県公報

令和2年10月23日(金)  
第9245号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	一般社団法人鳥取県建築士会の事務所の所在地の変更の届出 (576) (住まいまちづくり課) . . . . . 2
	県営土地改良事業計画の変更 (577) (農地・水保全課) . . . . . 2
	植栽管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (578) (県土総務課) . . . . . 2
	指定障害児通所支援事業者の指定 (579) (中部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4
	産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請 (580) (中部総合事務所生活環境局) . . . 4
	開発行為に関する工事の完了 (2件) (581・582) (西部総合事務所生活環境局) . . . 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (18) . . . . . 6
◇ 公 告	森林法による開発行為の変更許可 (西部総合事務所農林局) . . . . . 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 6
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 9
	落札者の決定 (2件) (庶務集中課) . . . . . 12

# 告 示

## 鳥取県告示第576号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の20第3項において読み替えて準用する同法第10条の6第2項の規定に基づき、一般社団法人鳥取県建築士会から二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地を変更しようとする旨の届出があったので、同法第10条の20第3項において読み替えて準用する第10条の6第3項の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 事務所の所在地  
変更前 鳥取市商栄町195  
変更後 鳥取市市場町二丁目86-1
- 2 変更年月日  
令和2年10月20日

## 鳥取県告示第577号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営水利施設等保全高度化事業 五本松地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和2年10月23日から同年11月12日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 4 審査請求  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

## 鳥取県告示第578号

令和3年度及び令和4年度において県が締結する植栽管理業務（県の計画に基づき草木を植え、又は栽培されている植物を管理する業務をいう。以下同じ。）の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

令和2年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 対象業務  
県が管理する施設（県が管理する国道を含む。）の植栽管理業務（以下「委託業務」という。）とする。
- 2 入札参加資格要件  
入札参加資格は、次に掲げる要件を全て満たす者に対し付与する。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可（造園工事業に係るものに限る。以下「建設業許可」という。）を受けている者であること。
  - (3) 3の(1)の書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

- (4) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人若しくは個人でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 法人税（申請者が法人である場合に限る。）、所得税（申請者が個人である場合に限る。）、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に未納がないこと。
- (7) 県内に本店を有する者にあつては、労働保険料に未納がないこと。

### 3 申請手続

#### (1) 提出書類

入札に参加する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 令和3・4年度植栽管理業務委託入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 職員調書（様式第2号）

当該調書に記載している職員が常勤の職員であることの確認ができる書類及び当該職員が有する資格等を証する書面の写しを添付すること。

ウ 建設業許可の通知書の写し又は建設業許可の証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

エ 2の(6)に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書（入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）

鳥取県の県税に係る納税証明書については、鳥取県県土整備部県土総務課が鳥取県の各県税事務所に鳥取県の県税の納税状況を直接確認することを承諾する場合（令和3年1月29日（金）までに申請のある場合に限る。）には、提出を要しないものとする。

オ 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格の審査を申請する日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）

カ 県外に本店を有する者であつて入札の参加等の権限を委任する場合は、その旨の委任状（年間を通じて委任する場合に限る。）

#### (2) 提出に係る留意事項

提出した書類の内容に変更を生じた場合は、令和3・4年度植栽管理業務委託入札参加資格審査申請事項変更届（様式第3号）及び変更箇所を修正した(1)の書類を(5)の提出先に速やかに提出すること。なお、職員調書（様式第2号）に記載した者を変更する場合は、その者が常勤の職員であることの確認ができる書類及び当該職員調書に記載した資格等を証する書面の写しを併せて提出すること。

#### (3) 提出期間及び時間

令和2年10月23日（金）から令和5年1月31日（火）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、令和3年度初回発注分（令和3年4月1日以降に指名選定を行うものに限る。）の委託業務の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は、令和3年1月29日（金）までに提出すること。

#### (4) 提出方法

(5)の提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又はこれに相当する信書便の役務によることとし、令和5年1月31日（火）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

#### (5) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347、7454）

#### (6) その他

申請手続の詳細は、鳥取県ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/32811.htm>) に掲載するので、様式第1号から第3号までの書類の様式については、ここから入手すること。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和5年3月31日（次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める日）までとする。

(1) 入札参加資格を付与された者が、2に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなった場合 知事が当該事実を確認した日の前日

(2) 令和5年度及び令和6年度の委託業務の入札参加資格、その審査申請手続等が令和5年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

6 その他

随意契約の相手方を決定する場合においては、緊急を要する場合その他特別の事由がある場合を除き、この告示で定める入札参加資格を有する者に対し、見積書の提出を依頼するものとする。

**鳥取県告示第579号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月23日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社B B 3	倉吉市湊町569-5	スイッチーズ	倉吉市広栄町889-9	保育所等訪問支援	令和2年10月31日

**鳥取県告示第580号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置に係る許可の申請があつたので、同条第4項の規定により、次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

令和2年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社小鴨 代表取締役 菅 埜 元 晴  
倉吉市中河原532-1

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

倉吉市国府字両長谷1272、1275、1282-1、1282-2、1283、1284、1285、1286、1287、1288、1291、1293-2、1295-1、1295-2、1295-3、1295-4、1296、1297、1298-3及び1298-6

3 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。）

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

(1) 廃プラスチック類（自動車等破砕物、特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

(2) 金属くず（自動車等破砕物、特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であるものを除く。）

- (3) ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物、特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）
- (4) がれき類（特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）
- 5 申請年月日  
令和2年9月25日
- 6 縦覧に供する書類  
申請書及び生活環境影響調査結果書
- 7 縦覧に供する場所  
(1) 鳥取県中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課（倉吉市東巖城町2）  
(2) 倉吉市生活産業部環境課（倉吉市堺町二丁目253-1）
- 8 縦覧に供する期間  
令和2年10月23日から1月間
- 9 意見書の提出等  
(1) 意見書の提出  
当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書の提出期限  
令和2年12月8日
- (3) 意見書の提出先  
倉吉市東巖城町2  
鳥取県中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課

---

**鳥取県告示第581号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和2年10月23日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和2年3月27日 鳥取県指令第201900339385号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市渡町字中道
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市旗ヶ崎七丁目2-9  
猪子 和明、猪子 佳菜子

---

**鳥取県告示第582号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和2年10月23日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和2年8月18日 鳥取県指令第202000118043号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市麦垣町字下戎通

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市誠道町94-4  
足立 駿矢

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第18号

令和2年第10回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和2年10月23日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 日時 令和2年10月28日（水） 午後2時
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 議題  
(1) 令和2年度明るい選挙啓発ポスターコンクール第2次審査の結果について  
(2) その他

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月23日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在 地	開 発 行 為 を 行 う 土 地 の 所 在 地	開 発 行 為 の 目 的	変更後の内容				開 発 行 為 の 変 更 の 許 可 年 月 日
				土地の面積			開 発 行 為 の 工 期	
				開 発 事 業 区 域 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積		
株式会社グッドフィールド 代表取締役 三宅 俊介	広島県広島市東区 曙四丁目 4-8	西伯郡 大山町 八重地 内	太陽光 発電施 設用地 の造成	3,2765ヘ クタール	3,2765ヘ クタール	1,9549ヘ クタール	令和2年1 月7日から 令和3年1 月6日まで	令和2年 9月7日

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年10月23日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 田 中 宏 明

- 調達内容  
(1) 業務の名称及び数量  
鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種及び第三種中間検査に係る整備及び修繕 一式

## (2) 業務の仕様

入札説明書による。

## (3) 業務の期間

令和2年12月23日から令和3年2月17日まで

## (4) 履行場所

落札者が所有し、又は借り受けているドライドック（乾船渠）

## (5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額とする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の船舶部品及び修理に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和2年10月30日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

## (3) 令和2年10月23日（金）から同年12月4日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 令和2年10月23日（金）から同年12月4日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## (5) 造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。

## (6) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第2号に規定する中間検査を確実に実施する体制が整備されている者であること。

## (7) 平成22年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

## 4 入札手続等

## (1) 入札手続に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

電子メール sakaisogo-h@mailk.torikyo.ed.jp

## (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

## (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で令和2年10月23日(金)から同年11月16日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

## (4) 入札説明会の日時及び場所

(1)の場所で令和2年11月30日(月)午後1時から行う。

## (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

## (6) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

令和2年12月4日(金)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月3日(木)午後5時までとする。

## イ 場所

(1)に同じ

## 5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。

(2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和2年11月16日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法



この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and repair II mid-term and III mid-term inspection of the training vessel Wakatori maru, 1 set

(2) November 16, 2020 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 4, 2020 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(December 3, 2020 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School  
925 Takenouchi-cho, Sakaiminato-shi, Tottori 684-0043, Japan TEL : 0859-45-0411

-----  
一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

モバイル端末等機器賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入場所

入札説明書による。

(4) 業務期間

ア 履行期間

契約締結日から令和8年4月30日（木）まで

イ 借入物品の納入期限

令和3年3月24日（水）まで

ウ 借入物品の賃貸借及び保守期間

令和3年4月1日（木）から令和8年3月31日（火）まで（60月）

ただし、令和3年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、併せて内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

イ (1)の物品に係る(4)のウの期間における賃貸借料（仕様書に定める調達範囲一式の総額、賃貸借期間満了後における借入物品の撤去費、処分費その他の費用を含む。）及び保守料の総額

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

### (1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

エ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良又はシステム等管理運営に登録され、かつ事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年10月30日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 1の(2)の業務を履行することができる者であること。

カ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### (2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア、イ、ウ、オ及びキの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良又はシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和2年10月30日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110（代）

### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で令和2年10月23日(金)から同月29日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年12月3日(木)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月2日(水)午後5時までとする。)

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒にそれぞれ「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、密封して提出しなければならない。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和2年11月13日(金)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札書に記載した1月当たりの単価に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した1月当たりの単価に12を乗じて得た額の100分の10以上の額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Mobile computer etc (Hardware, Software and Documents) , 1 set

(2) November 13, 2020 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 3, 2020 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

December 2, 2020 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan TEL 0857-23-0110

-----  
一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	軽自動車（乗用、新車）の賃貸借 26台
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和2年8月24日
4 落札者の名称及び所在地	オリックス自動車株式会社 東京都港区芝三丁目22-8
5 落札金額	32,875,920円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和2年7月7日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課 鳥取市東町一丁目220

-----  
一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年10月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	軽自動車（貨物、新車）の賃貸借 21台
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和2年8月24日
4 落札者の名称及び所在地	山陰総合リース株式会社 島根県松江市白潟本町63
5 落札金額	27,268,560円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 6 入 札 公 告 日 令和2年7月7日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課  
及び所在地 鳥取市東町一丁目220